

2025 年 9 月 4 日
住友生命保険相互会社

米ドル建劣後特約付社債の発行について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、財務基盤のより一層の強化を目的に、米ドル建劣後特約付社債を発行します。

米ドル建劣後特約付社債の概要

発行体	住友生命保険相互会社
名称	2055 年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
発行総額	12 億米ドル
発行価格	額面金額の 100%
利率	2035 年 9 月 10 日まで 年 5.875%（固定金利） 2035 年 9 月 10 日以降 固定金利 （ステップアップあり・5 年ごとにリセット）
償還期限	2055 年 9 月 10 日（ただし、2035 年 9 月 10 日の初回コール日及びそれ以降 5 年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、住友生命の裁量により繰上償還可能）
優先順位	本劣後債の保有者は、住友生命の清算手続等において、全ての上位債務に劣後し、基金および劣後順位債務に優先する権利を有する。
資金使途	一般事業資金に充当予定
募集方法	米国、欧州およびアジアを中心とする海外市場における募集（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従い適格機関投資家であると合理的に判断される投資家に対する販売のみとする。なお、日本国内での募集は行わない。）
上場	シンガポール取引所上場
払込期日	2025 年 9 月 10 日

本ニュースリリース「米ドル建劣後特約付社債の発行について」は、住友生命の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933 年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933 年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集または販売を行うことは許されません。アメリカ合衆国において本証券の公募を行う場合には、住友生命およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに住友生命の財務諸表が記載され、住友生命から入手できる目論見書によって行うこととなります。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。

以上